

隠岐の島町

2013年(平成25年)7月23日発行
平成25年7月号(第34号)

議会だより



観光シーズン到来!

- 6月定例会報告……………P 2
- 農業公社分社化問題……………P 4
- 予算をチェック(質疑)……………P 5
- 4人の議員が町政を問う(一般質問)…P 7
- こんな議論がされました(香員長報告)…P 10

平成25年

6月定例会



農業公社分社化 新生産法人に支援

主な補正予算

◇新生産法人

支援事業補助金
3161万円

農業公社の分社化により、新たに設立された生産法人に対する補助金。移籍する職員5名分の人件費相当額。

◇日本ジオパーク

全国大会開催費
300万円

10月に隠岐で開催予定の日本ジオパーク全国大会の開催費用。総事業費2125万円。

◇簡易水道

統合整備事業
3440万円

歌木地区の簡易水道の水量・水質悪化にともない、原田地区上水道と接続する事業。国庫補助が2分の1、残りを簡易水道債を充てる。今後、簡易水道は順次、上水道に接続する計画。

◇私立保育所保育士

処遇改善補助費
702万円

県の「安心こども基金」を活用し、私立保育所保育士の処遇を改善するための補助金。給与や一時金に充てることができる。

◇隠岐温泉GOKA

管理運営事業
456万円

株あいらんどの運営撤退により、臨時職員雇用費および施設運営にかかる経費部分を補正するもの。補正後の総事業費は2294万円。



対応が急がれる、松枯れの被害が著しい白島海岸



工事請負契約

◇伊後港西防波堤

改良工事

8190万円

4者による指名競争入札により、榎金田建設が落札。50トン型のテトラポッドを防波堤先端部及び港外側中腹部にそれぞれ90個ずつ設置。

◇町道中町中条線

道路改良工事

5649万円

12者による指名競争入札により、徳畑建設株式が落札。歩道整備と道路拡幅等を行う。



道路を拡幅し安全な交通を

◇中条小学校校舎大規模改造(建設主体)工事

1億3744万円

5者による指名競争入札を行うが不調となり、最低落札者である榎渡辺工務店と協議し契約。各教室の改良、児童用トイレを木造にする等、環境改善される。

新しい条例

◇隠岐の島町公共料金等審議会条例

本町の公共料金の額を審議する審議会を設置する条例。審議される公共料金の範囲は、ごみ処理手数料・し尿処理手数料・上下水道料等。

◇隠岐の島町特産物処理工場施設設置及び管理条例

旧五箇学校給食センターを、町内の農林水産物を有効活用し特産品の開発、地場産業の活性化を図るための施設に変更するための条例を制定。



その他

◇人権擁護委員の推薦

竹林 行政 氏(今津)

【任期】

平成25年10月1日～平成28年9月30日

◇中財産区管理委員

選任同意

佐々木 雅秀 氏(元屋)

稲葉 良一 氏(中村)

松本 福二 氏(湊)

田中 亨 氏(西村)

佐々木 秀人 氏(伊後)

【任期】

平成25年7月1日～平成29年6月30日



教育環境・職場環境が改善される中条小学校

労働争議（農業公社分社化問題）決着

平成20年から始まった農業公社の労働争議が、平成25年島根県労働委員会から提示された「あっせん案」により、町と農業公社労働組合が合意し、一定の決着となった。「あっせん案」をもとに締結された「覚書」にて関係四者で合意した。「覚書」の主な内容は

- ①平成25年は、分社化以前の農業公社が予定している農地について農業生産事業を実施するよう努力すること。
- ②平成25年4月1日から4年間、新生産法人の経営支援として、農業公社から移籍した職員5名分の人件費相当額を支援する。
- ③新生産法人が必要とする施設及び諸設備は、指定管理者制度等による管理委託、貸与、譲渡などにより支援する。

この新生産法人は本年4月1日、農事組合法人「コスモアグリ」としてスタートしたが、平成25年度作付予定の26haが15haに変更され、削減された11haを認定農業者等が引き受けられることになった。また、町の経営支援に対して、改善を要望する陳情が提出された。

陳情の内容は

- ①新組織に対する経営支援を他の農業経営者と同等にすること。
- ②施設、機械器具の貸与を他の農業者と平等に扱うこと。
- ③優先的な農地利用集積をやめること。

本町においては、農業従事者の高齢化による耕作放棄地の増加、後継者育成問題、またT P P問題など農業分野においては問題が山積しており、町は更なる農業政策等の対応が必要である。

農業公社分社化までの流れ

平成20年9月2日	町より農業公社組織検討委員会（以降、検討委員会）へ「今後の農業公社の組織」について諮問。
平成21年3月4日	検討委員会から、農業公社の存続・生産部門の農業生産法人化を答申。
平成21年3月下旬～12月10日	農業公社理事会、職員労働組合等の関係者との協議・意見調整。
平成21年12月21日	農業公社職員労働組合より島根県労働委員会（以降、労働委員会）へ不当労働行為救済申し立て。
平成22年1月～平成23年4月8日	労働委員会による調査・審問・和解協議
平成23年4月8日	第5回和解協議において「和解が成立」
平成24年12月11日	農業公社を分社化するにあたり、諸条件整備について、職員労働組合と町との主張が不一致となり、職員組合より労働委員会へ「あっせん」の申し立て。
平成25年3月25日	労働委員会から示された「あっせん案」に町、職員労働組合の双方が合意し、「確認書」を締結。
平成25年3月29日	農業公社の分社化について、関係四者で合意に達し「覚書」を締結。
平成25年4月1日	分社化スタート。
平成25年4月2日～	覚書における各事項の詳細について関係者で調整開始。
平成25年4月16日	新生産法人より農業公社及び町へ、平成24年度農業公社の作付実績26haから平成25年度15haと11ha減の作付予定が提示される。
平成25年4月17日～	中間保有地（削減された11ha分）のあっせんについて、各地域の担い手の方々へ依頼を開始。